

家庭ごみの不適正排出の現状等について

1. 背景・現状

- (1) ごみ減量・資源化と適正処理を市民・事業者・行政が協働で進めていくためには、排出者の協力が不可欠であるが、一部の家庭ごみ集積所においては、「指定ごみ袋を使用していない」、「分別の状況が著しく悪い」、「決められた日時以外にごみを出している」など、ごみの排出ルールが遵守されていない状況がある。
- (2) 不適正な排出は、収集作業や資源化に支障を来たすことや、ごみ集積所周辺の環境悪化にもつながる恐れがある。また、さらなるごみの減量・資源化を進めていく上でも、ごみの分別排出ルールの徹底を図っていくことが重要であり、ルールを守り、ごみの減量・資源化に努力している排出者だけが多くの負担を負うことがないように、公平性を確保していくことも重要であることから、ごみの排出ルールを守らない排出への対策を強化していく必要がある。

<不適正排出とは>

不適正排出と不法投棄を厳密に区分することは難しいが、本検討にあたっては次のとおり一定の区分を設けることとする。

不適正排出	ごみ集積所に排出されているが、指定ごみ袋を使用していない、排出日時が守られていない、分別状況が悪い等の排出ルール違反があるもの。
不法投棄	空地や道路上など、排出してはならない場所へ廃棄物を投棄するもの。

※不法投棄について

不適正排出は、ごみ集積所への廃棄物の排出であるが、不法投棄は、排出が認められない場所（例：空地、ごみ置場以外の道路上 など）への廃棄物の投棄であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている。

なお、本市では、ごみ集積所やその付近に排出が禁止されている廃棄物が投棄されるケースも相当数あり、現場の状況等によっては不法投棄として取り扱っている。

(参考)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(抜粋)

(投棄禁止) 第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(罰則規定) 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における位置づけ

ごみ減量・資源化及び適正処理を市民・事業者と協働で進めていくための前提として、排出者の基本的な役割・責任である排出ルール of 徹底を図るため、不適正排出対策・不法投棄対策の強化を、重点的に取り組む事項としている。

また、具体的な不適正排出対策の施策として、排出者への周知や指導による未然防止対策の強化、ルール違反ごみの取り残し徹底や指導・罰則制度の導入の検討等のルール違反ごみへの対応の厳格化、戸別収集方式の導入検討を挙げている。

なお、戸別収集方式の導入については、収集コストの増加をはじめとした留意点が多いことや、市民アンケートにおいて、現状の集積所収集方式で良いとする市民の意見が多いことなどから、平成 28 年 5 月にとりまとめて公表した「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について」において、家庭ごみ有料化の導入とともに、引き続き検討を進めることとした。

(参考)

「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 5 月）」（抜粋）

4-1 重点的に取り組む事項

【その他重点的に取り組む事項】

(6) 不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみ減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

4-5 収集運搬プラン

(2) 不適正排出対策の強化

① 未然防止対策の強化

「指定ごみ袋を使用しない」、「排出日時を守らない」、「分別の状況が著しく悪い」といった基本的な排出ルールが守られていないケースが依然として多く見受けられることから、じゅんかんパートナー、自治会及び集合住宅の管理者等の協力を得て、基本的な排出ルールを周知するとともに、ごみ集積所のパトロールや排出指導等を通じてごみ集積所の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図ります。

② ルール違反ごみへの対応の厳格化

基本的なルールに違反して排出されたごみについては、ごみの取り残し（収集しない）を徹底するとともに、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入を検討します。

③ 戸別収集方式の導入検討〈再掲〉

集積所（ステーション）収集方式は、ごみの排出者が特定しにくいことから排出マナーの悪化の温床にもなっており、ごみ集積所の清掃について一部の市民に負担が集中するなどの問題点もあるため、ごみの排出者が特定しやすく、ごみの排出者責任の徹底につながる「戸別収集方式」の導入の可能性について、家庭ごみ有料化制度と併せて検討します。

3. 不適正排出の状況

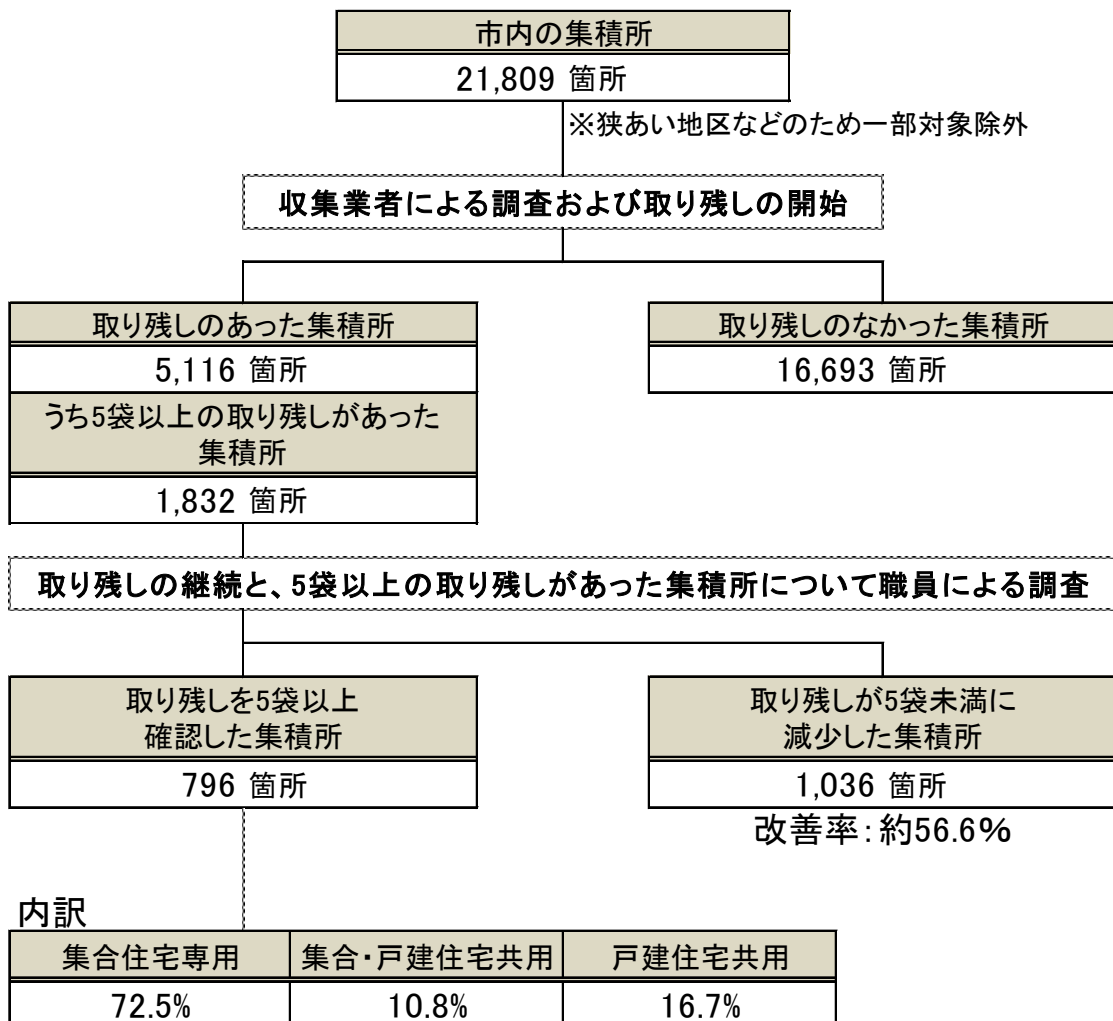
市民の協力により、ごみ出しルールが遵守され清潔に保たれている集積所が多くある一方で、「指定ごみ袋を使用しないレジ袋でのごみ出し」や「指定日以外のごみの排出」などがあるため、平成 27 年 2 月より、市内全域のごみ集積所における排出状況調査と指定ごみ袋を使用せずに排出された「燃やすごみ」の取り残しを順次開始した。

その結果、全集積所（約 2 万 2 千箇所）の約 2 割にあたる 5,116 箇所を取り残しが確認された。

そのうち特に排出状況の悪い 5 袋以上の取り残しがあった 1,832 箇所の集積所について追跡調査を行ったところ、約 56.6%にあたる 1,036 箇所を取り残しが 5 袋未満に減少しており、取り残しによる一定の改善が認められた。

一方で、半数近くの集積所では明確な改善効果が認められなかったため、不適正排出対策の強化にあたっては、より効果的な指導制度等の対策の実施について検討する必要がある。

不適正排出状況調査の実施結果（平成 27 年度）



(参考) 排出ルールを守らずに出されたごみに貼付しているシール

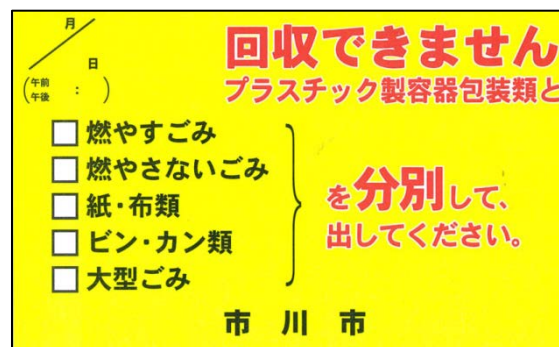
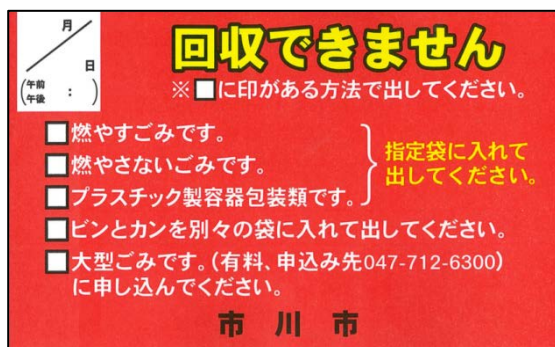
①平成 27 年 2 月からの不適正排出対策用



②従前から使用しているもの

左：指定袋、ビン・カンの分別、大型ごみの排出について

右：プラスチック製容器包装類への混入等について



(参考) ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査結果 (抜粋)

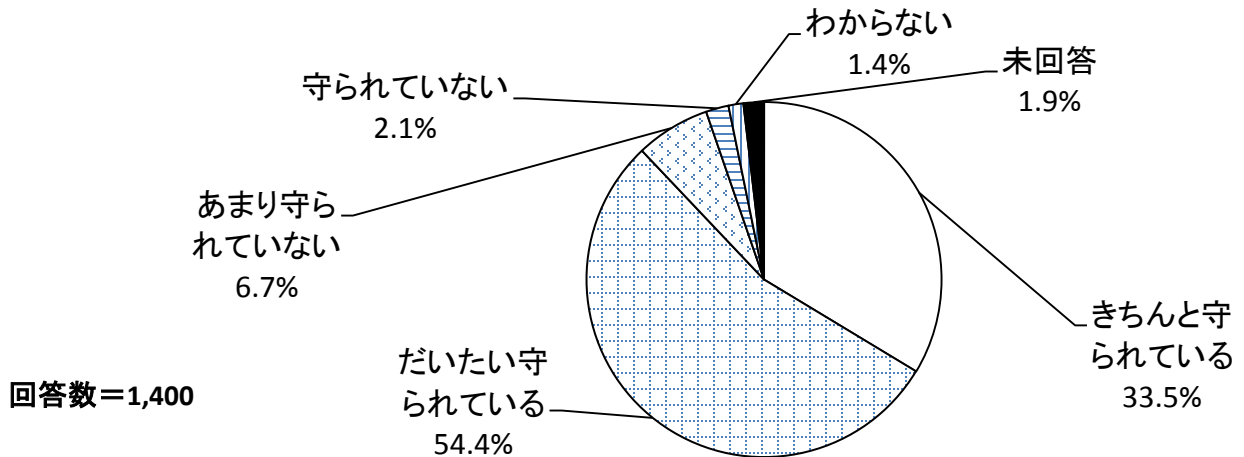
目的 : 「一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたり、市民のごみ減量やリサイクルに関する取り組み状況や考えを確認するもの。

調査対象 : 3,000 人 (平成 26 年 5 月 20 日現在で 20 歳以上の市民を無作為に抽出)

調査時期 : 平成 26 年 6 月

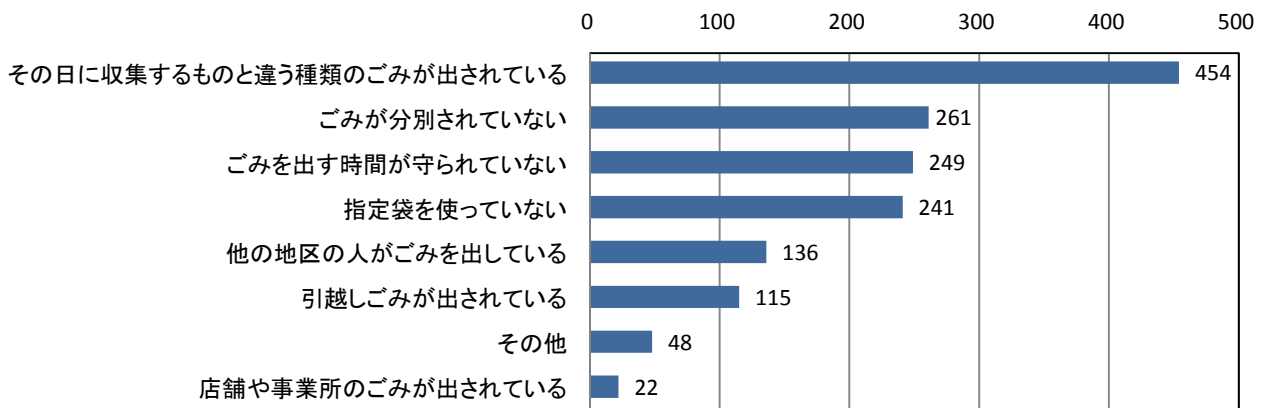
回答数 : 1,400 人 (回答率 46.7%)

問:あなたがごみを出すごみ集積場所で、ごみ出しのルールは守られていますか。



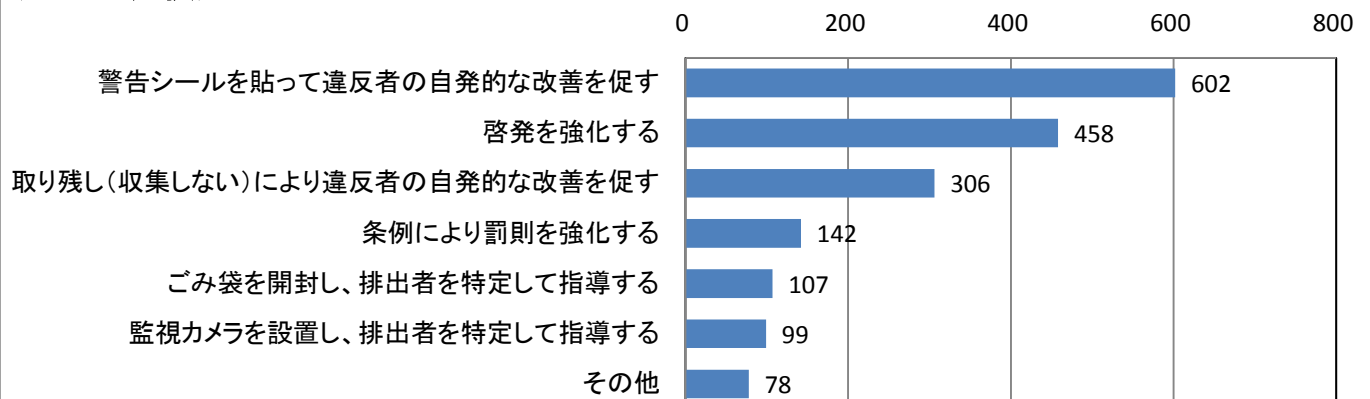
問:ルールが守られていない場合、どのようなルール違反ですか。(複数回答)

回答数=854



問:ルールが守られていないごみに対して、市にどのような対策を希望しますか。(3つまで選択)

回答数=1,134



(参考)

「第9回循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）報告書」（平成26年4月）
(抜粋)

【ルール違反対策について】

■ルール違反ごみの対策に関する提案

現在の「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する条例」には、ごみ出しルールを守らない市民に対する罰則等がないことから、指定日を守らなかったり、指定袋を使用しないで集積場所に排出されることが多く見受けられます。

市民の不公平感、周辺環境の悪化の防止のためにつぎのような意見が出されました。

○ルール違反者に対する罰則等

- ・マナー条例にごみに関する違反者への罰則等を追加する。
- ・過料を課すことは困難でも条例化し、罰則を設けることで抑止力が働く。
- ・家庭ごみ有料化を導入した場合のルール違反対策にもなる。

○指定袋に入れないで排出されるごみ対策

- ・基本的には収集しない。
- ・現在の掲示板は、見難い部分もあるので、「収集日・指定袋の種類」を明確に示し、ルール違反をする人に対する注意喚起を促す標語を記載した掲示板やステッカーを作成し、ごみ集積場所に設置する。

※じゅんかんプロジェクト

公募市民を含めた20名以内により構成。

平成26年4月の報告書は、「市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン21）」の改定にあたって提案をまとめたもの。